

議案第 7 2 号

瑞穂町ふれあいセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町ふれあいセンターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

瑞穂町ふれあいセンターの指定管理者の指定について

瑞穂町ふれあいセンターの施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
瑞穂町ふれあいセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会  
会長 竹嶋 久雄  
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑 2 0 0 8 番地

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(資 料)  
指定管理者候補者の評価

施設の名称 瑞穂町ふれあいセンター

1 瑞穂町指定管理者選定委員会の開催

- ①日 時 平成26年10月28日(火) 午後4時から
- ②会 場 全員協議会室

2 評価結果(1人持ち点100点の7人採点)

評定項目	社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会
①運営方針	52 / 70
②施設管理	84 / 105
③事業計画	43 / 70
④利用者サービス	45 / 70
⑤収支計画	76 / 105
⑥団体の概要	52 / 70
⑦安全対策	55 / 70
⑧個人情報保護措置	58 / 70
⑨類似施設等の管理 運営実績	27 / 35
⑩その他特記事項	26 / 35
評点合計	518 / 700

3 非公募とした理由

社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会は、平成22年度から本施設の指定管理者となり、本施設を拠点として住民の福祉活動の支援、ボランティアグループ等の団体間の調整、福祉情報の提供等の実績により、今後も地域福祉を総合的に進めていくことが認められるため。